平成２８年（フ）第４４３７号
大阪市港区港晴２丁目４番18―506号
債務者　宮崎　　亮
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４９号
大阪府豊中市穂積１丁目３番１―403号
債務者　澤村　綾子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８４号
大阪市旭区赤川１丁目９番11―409号、前住所大阪府守口市大枝東町24番６号
債務者　高谷　和美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９号
岡山市北区平田123番地105フレグランスマリー　Ⅱ―101
債務者　坂口　大圏
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０８号
岡山市北区青江３丁目11番12号青江市営住宅２番館202号、旧住所岡山市南区豊成１丁目６番７号ライオンズマンション豊成406
債務者　林　　直美
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２６号
静岡県袋井市旭町１丁目４番地の５　サンヒルズＢ　201号室
債務者　山本リゼッテこと　ドゥレスレル　ヤマモト　リゼッティ　デ　ローディス
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７７５９号
東京都三鷹市中原１丁目15―５―103
債務者　眞仁田洋平
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１８号
東京都立川市柏町４丁目55番地の11柏455ＢＬＤ303号
債務者　長谷　美香
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1540番地２、前住所熊本県球磨郡あさぎり町須恵1117番地丸尾団地002号
債務者　平田　貴弘
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第１６６号
静岡県御前前崎市御前崎5185番地の１
債務者　加藤　浩之
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９３号
静岡市清水区南矢部623番地の10　ファミール富士105号、旧住所静岡市清水区馬走１番78号
債務者　中込　利佳
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２０８号
横浜市都筑区すみれが丘３番地９　第５飯塚ハイツ101号
債務者　加藤　哲子（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２２０号
横浜市南区高根町３丁目17番地28　マークス横濱阪東橋1001
債務者　平田　弥生（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２２５号
横浜市青葉区市ケ尾町1603番地２　ストーンブリッジ308
債務者　齊藤　　剛
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０３０号
横浜市中区英町10番地１　日興パレス伊勢佐木町北ＰＡＲＴⅢ　102号室
債務者　森　　幸治
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部